ＦＧＢＢ サービス契 約 約 款

株式会社ファイバーゲート

第1章　総則

（契約約款の適用）

第１条

当社は、この「ＦＧＢＢサービス契約約款」（以下「契約約款」といいます）を定め、これによってＦＧＢＢサービス（当社が本契約約款以外の提供条件により提供するものを除きます）を提供します。

（契約約款の変更）

第２条

当社は、本契約約款を任意に変更することがあります。その場合、新規契約者は、変更後の契約約款の規定に従うものとします。

２．約款の変更前にすでにサービスの提供を受けている契約者においては、料金の変更については、個別に同意を得て変更を行います。

３．当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

（用語の定義）

第３条

本契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
１電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２ブロードバンドサービス	広帯域回線を使用して他人の通信を媒介すること
３ＦＧＢＢサービス	当社が提供するサービス
４契約者	当社とＦＧＢＢサービス契約を締結している者
５契約物件	ＦＧＢＢサービス契約を締結した対象建物
６遠隔監視	当社がＦＧＢＢサービス契約に基づき設置した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
７月額基本料金	当社と契約者の間で定めたＦＧＢＢサービス月間利用料

第２章　ＦＧＢＢサービスの内容等

（ＦＧＢＢサービスの内容）

第４条

このサービスは、契約者の建築、管理または所有するマンション、ビル、ホテル等建物（以下「契約物件」といいます）に当社のブロードバンドサービスを一括してご利用いただくための広帯域回線の敷設および引込工事、電気通信設備の設置、インターネットサービスプロバイダ業務、電気通信設備の遠隔監視、保守・ユーザーサポート等の業務を、全て当社が一括して行うというものです。

２．本サービスは終端の伝送速度が最高 100 メガバイトにより、インターネットに接続するサービスです。
本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉、交換機収容局からの距離などにより速度が低下することがあります。

３．本サービスは、インターネットに接続することを保証するサービスではありません。

４．契約物件に入居している入居者に対し、当社が定める利用約款に同意した上でサービスを提供するものとします。

５．レンタル機器を入居者に貸し出す場合には、クレジットカードの登録を事前にさせて頂く場合があります。レンタル機器の故意もしくは過失による破損、汚損、紛失については入居者の負担とし、登録されたクレジットカードによる決済を行わせて頂きます。

（ＦＧＢＢサービスの種類）

第５条

FGBB サービスの提供方法は、現場調査を行い最も物件に適していると当社が判断した方式によるものとします。

FGBB サービスは、集合住宅に提供する以外にも、レンタルオフィス、マンスリーマンション、オフィスに提供することがあります。
その場合の料金体系については、建物の規模等によって個別に定めるものとします。

第３章　ＦＧＢＢサービス契約

（契約の申込）

第６条

ＦＧＢＢサービス契約の申込みをするときは、本契約約款を承認していただいた上で、必要事項を記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

（契約内容の確認）

第７条

契約者は、前条の契約申込書に記載された内容をすべて確認・承諾の上、当社との契約手続を行うものとします。

（契約申込の成立）

第８条

契約申込は、前条の契約手続をすべて完了し、当社がこれを承諾したときに成立します。

（契約内容の誠実義務等）

第９条

契約者および当社は、契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行う義務があります。

2.本契約約款及び申込書等の契約書に定めがない事項で必要なものについては、契約者および当社は、誠意をもって協議するものとします。

（設備等の設置条件）

第 10 条

契約者は、ＦＧＢＢサービスを利用するために必要な電気通信設備を当社との協議の上、設置するためのスペースを提供するものとします。

（設置後のサポート）

第 11 条

当社は、設備等の設置が終了した後、以下のサポートを行います。

①ルーター等の電気通信設備の遠隔監視保守

②契約物件の入居者様からの電話・ＦＡＸ・封書・ＷＥＢ等によるお問い合せへの対応

③第 17 条に基づき定義された電気通信設備の保守サービス

（契約内容の変更）

第 12 条

契約内容の変更を行う必要が生じた場合は、契約者と当社の協議の上、書面により変更できるものとします。

（契約者の変更）

第 13 条

契約者は氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続を行うものとします。

（ＦＧＢＢサービス提供期間）

第 14 条

当社の定めるＦＧＢＢサービス提供期間は、契約物件ごとに申込時に書面をもって定めるものとします。

ただし、申込時の書面による特別の定めが無い限り、サービス提供期間が満了する ３ ヶ月前までに、契約者、当社いずれからも書面による意思表示がない場合は、その契約はサービス提供期間満了の日から更に１年間更新されるものとし、以降も同様といたします。

2.ＦＧＢＢサービスの最低利用期間はサービス提供開始日より１年間とします。

（ＦＧＢＢサービスの中止・中断）

第 15 条

当社は、以下の事項に該当する場合、ＦＧＢＢサービスの提供を中止もしくは中断することができます。

①設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合。

②天災事変、火災、盗難その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合。

③契約者の支払滞納期間が２ヶ月以上に及んだ場合。

④その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

（契約の解除）

第 16 条

契約者および当社は、相手方が契約内容に定められた義務の履行を怠った場合は、その履行を勧告し、相手方が２ヶ月以上その義務を履行しないときは、契約を解除することができます。

2.契約者および当社は、契約有効期間中にもかかわらず特別の事情を生じた場合、書面による３ヶ月前の予告期間をもって相手方の承諾を前提に契約を解除することができます。

３．前項の規定により、契約者が集合装置設置型のサービスを解約する場合には、下記に定める費用を当社に一括して支払うものとします。

① 第 14 条第２項に定める最低利用期間の経過前の解約の場合には、機器類の撤去工事に必要な諸費用および、次の式によって算出される短期解約金を一括して支払うものとします。

100,000 円（棟ごと）＋ 10,000 円×契約世帯数

② 第 14 条第１項による契約期間を経過前の解約においては、機器類の撤去工事に必要な諸費用および、契約期間満了までの月額料金の合計額を短期解約金として一括して支払うものとします。

③ 第 14 条第 1 項による契約期間を経過後の解約においては機器類の撤去工事に必要な諸費用を一括して支払うものとします。

４．契約解除における予告期間中には、入居者の新規申込は行えないものとし、契約者が既存の利用者へのサービス停止の告知義務を負うものとします。尚、契約終了の日から７日を経過する日までに、入居者に貸与しているレンタル機器が未返却の場合には、機器代金相当額を契約者が支払うものとします。（追記：平成２３年４月１日　改訂）

第４章 保守

（保守の対象機器）

第 17 条

保守の対象となる機器は（以下定義されたものを「対象機器」といいます）、当社がサービス提供のために設置した機器とします。

（保守サービスの範囲）

第 18 条

保守サービスとは、当社が所有または使用権をもつ対象機器に故障が発生した場合、当社が契約者の要請に基づき、技術員を対象機器設置場所に派遣し、対象機器の修理・調整を無償で行うことをいいます。ただし、修理・調整の結果、部品交換を要する場合は、第 21 条の規定に従うものとします。

2.保守対応時間は第 23 条記載の時間帯に限るものとし、保守対応時間が保守サービス時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス時間帯に技術員を派遣するものとします。

3.当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとし、この再委託により発生する債務はすべて当社が負うものとします。

4.次のいずれかの事由によって生じる対象機器の修理および調整等の諸作業については、これを本条第１項の範囲に含めないものとします。

①対象機器の保証書等に記載された使用方法に反した契約者の利用取扱いに起因する障害。

②当社の技術員および当社指定の第三者以外の者による修理または調整に起因する場合。

③契約者もしくは契約者の関係者が故意に対象機器を破損させた場合。

④契約者が当社の承諾なしに、対象機器に他の装置や器具を取付けまたは接続したことに起因する場合。

⑤天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合。

５．保守サービスには対象機器の陳腐化による、当社の判断による機器の交換・更新を含むものとします。

（保守サービスの料金）

第 19 条

保守サービスの料金は、月額基本料金に含むものとします。

２．当社がサービス提供のために敷設した LAN ケーブル、電話線、ジャンパ線等の構内配線は無料保守サービスの対象に含みません。（有償工事となります。）

（設置場所変更）

第 20 条

契約者が対象機器の設置場所を変更しようとする場合は、事前に新しい設置場所を当社に書面で通知するものとします。

２.設置場所の変更における工事は当社及び当社が指定する工事会社が行うものとし、変更に必要な諸費用は契約者の負担とします。

３.設置場所の変更に伴い、契約内容の変更を当社が必要と判断した場合、当社は別途契約者と協議のうえ、契約内容を覚書で変更または解除することができます。

（保守に係る部品交換）

第 21 条

対象機器の保守に必要とする交換部品・付属部品等の取扱いについては、無償といたします。

2.構内配線及び宅内のモジュラージャック等の接続部品の取扱いについては有償といたします。

（対象機器の保険）

第 22 条

当社が対象機器に保険をかけ、当社が保険金受取人になることを契約者は防げないものとします。

（保守サービス対応・受付時間帯）

第 23 条

保守サービスの対応・受付時間帯は、以下の時間帯で対応・受付をいたします。

①月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く） 10：00～20：00

②土曜・日曜・祝祭日 10：00～17：00

2.遠隔による共用設備の監視についても上記と同様とします。

（契約者の責任義務）

第 24 条

契約者は、以下の事項においてその責任と義務を負うものとします。

①当社の指定する技術員が対象機器の保守を実施する上で、対象機器設置場所および契約者の契約物件の敷地内に立ち入ることを認める。

②当社が対象機器及び接続に要する構内配線等の設置場所に立ち入る際に、施錠箇所の開錠等に協力する。

③ＦＧＢＢサービスを利用するために必要な電気通信設備で消費する光熱費（電気等）を無償で提供する。
また、その提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任において行い、当社は、電力供給に対する何らの責務を負わないものとします。

④当社の指定する技術員が対象機器の保守を実施する上で必要な光熱費（電気等）を無償で提供する。
また、その提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任において行い、当社は、電力供給に対する何らの責務を負わないものとします。

⑤契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね 1 ヵ月前までに当社に日程等の通知を行う。

（保守サービスの提供期間）

第 25 条

保守サービス提供期間は、第 14 条のＦＧＢＢサービス提供期間の規定に準ずるものとします。

（保守サービスの解約）

第 26 条

保守サービスの解約は、第 16 条の本契約の解除をもって履行されるものとします。

第５章 支払

（請求ならびに支払方法）

第 27 条

当社は、当該月に発生した月額基本料金を翌月 10 日までに書面をもって請求（以下「請求書」といいます）します。契約者は下記のいずれかの方法をもって支払うこととします。

①契約者は、当社の請求書発効日の属する月の月末までに、当社の指定する方法により当該請求額を支払うものとします。なお、金融機関等の休日の場合は前営業日とします。

②契約者は、請求書発効日の属する月の引落日に、口座振替により該請求額を支払うものとします。なお、金融機関等の休日の場合は集金代行の規定によるものとします。

2.契約者の支払が遅延した場合、契約者は当社に対して、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、年 14.6%の割合で計算して得られた額を遅延損害金として支払うものとします。

3.前号の支払の遅延が発生した場合、当社は、契約者の支払が完了するまでの間、サービスの提供を中断することができます。

4.支払済の月額基本料金はいかなる場合も返却されないものとします。

5.消費税などの公租公課および金融機関等への振込手数料は契約者の負担とします。

（期限の利益の損失）

第 28 条

契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、契約者は当社に対する債務の支払について、ただちに期限の利益を失い、その債務の支払を行うものとします。

①解散の決議をした場合

②本契約約款第 16 条に基づき契約が解除された場合

第６章 権利義務譲渡・地位の承継

（権利義務譲渡）

第 29 条

契約者は、契約物件の転売等を行った場合、契約内容に基づく権利および義務の全部を転売先に譲渡し、サービス継承義務を遂行するものとします。

2.当社は、前項の規定により契約者の権利義務譲渡の承認の請求があったときは、権利義務の譲渡を受けようとする者が料金その他債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合、その他当社の業務遂行上支障がある場合をのぞき、これを承認します。

3.契約者の譲渡があったときは、権利義務の譲渡を受けた者は、本契約の有していた一切の権利および義務を継承します。

（契約者の地位の承継）

第 30 条

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の変更があったときは、相続人または合併後相続する法人、合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。

2.前項の場合に、地位を承継した者が２名以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と決め、これを届け出るものとします。また、これを変更するときも同様とします。

3.前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

第７章 損害賠償

（損害賠償）

第 31 条

当社は、ＦＧＢＢサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、ＦＧＢＢサービスの提供が停止した場合には、そのサービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信・通話に著しい支障が生じ、全

く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻を起算として、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約書に定めた基本月額料金を発生した金額とみなし、その額に限って賠償します。

2. 天災地変その他不可抗力等、当社の責めに帰さない事由により、ＦＧＢＢサービスの提供が停止した場合には、当社は速やかに契約者に通知の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。また、その停止により契約者に発生した損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

3. 契約者の責めに帰すべき事由により、ＦＧＢＢサービスの提供が停止した場合には、当社は、契約者の申し出により契約者と協議の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。この場合、必要な措置に関する費用については契約者の負担とします。

（協議）

第 32 条

ＦＧＢＢサービス契約の履行に関し契約者と当社の間に疑義が生じた場合、両者は協議の上誠意をもって解決に努めるものとします。

2.前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第８章 個人情報

（個人情報）

第 33 条

当社は、ＦＧＢＢサービスの提供に関連して知り得た契約者および第三者の個人情報については、次の各号に掲げる場合をのぞいて一切使用しないものとします。また、個人情報の取扱いにあたっては、適法かつ公正な手段を用います。

①第 3 条に定めるＦＧＢＢサービス内容を提供するにあたり、個人情報を適切に取扱うことを書面等で義務付けた業務提携先または業務委託先に対し、業務遂行の目的により個人情報を提供する場合。

②本サービスのサービス向上の目的で個人情報を集計および分析する場合。

③前号の集計および分析等で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。

④当社の商品・サービスの情報提供のためにＤＭ等のご案内を差し上げる場合。

⑤本サービスの障害、不具合、事故発生時の調査・対応のために情報の開示または提供が必要とされる場合。

⑥人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

2.その他、上記に定めのない事柄に対しては、電気通信事業法に基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密は守られるものとします。

第９章 雑則

（準拠法）

第 34 条

本契約約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 10 章 附則

本契約約款は平成 18 年 3 月 1 日より効力を発するものとします。

平成 18 年 6 月 5 日 改訂

平成 19 年 1 月 10 日 改訂

平成 19 年 7 月 26 日 改訂

平成 20 年 5 月 1 日 改訂

平成 20 年 5 月 28 日 改訂

平成２３年４月１日 改訂